

臨時・非常勤職員等の安全衛生制度に関する調査

・自治体名：

・貴市の総職員数（臨時非常勤職員、再任用職員等も含む）は2018年4月1日現在、何人ですか

知事・市長部局

常勤職員	臨時職員	非常勤職員	再任用職員	合計

教育委員会

常勤職員	臨時職員	非常勤職員	再任用職員	合計

I 貴市の職員安全衛生管理体制について

1. 職員安全衛生管理規則における「職員」の規定について、当てはまるものに☑をお付けください。

- 臨時非常勤職員を含む全ての職員を対象としている
(例：職場の職員、市から給料又は報酬を支給される者等)
- 職員全てを対象とせず、限定している
(例：一般職の職員、常に服する職員、市条例定数上の常勤職員と再任用職員等)

2. 安全衛生委員会が設置されているのはいくつありますか

知事・市長部局委員会数

教育委員会委員会数

その他の委員会数

3. 安全衛生委員会の委員に臨時非常勤職員がいますか。当てはまるものに☑をお付けください。

- 臨時非常勤職員の委員がいる
- どの委員会にも委員はいない
- 臨時非常勤職員が委員になることを想定していない

4. 安全衛生委員会の平均的開催は年に何回程度ですか。当てはまるものに☑をお付けください。

- 月 1 回以上
- 年 4 ~ 5 回
- 年 1 回 ~ 4 回
- 開かれていらない

5. 労働安全衛生委員会の議事内容は、臨時非常勤職員を含め、職員に周知されていますか。当てはまるものに☑をお付けください。

- 全ての職員に会議録ないし議事の概要を周知している
- 常勤職員には会議録ないし議事の概要を周知している
- 周知は行っていない

6. 過去 3 年間のメンタルヘルス不調による休職者（臨時非常勤職員含む）の推移について。当てはまるものに☑をお付けください。

- 増加傾向にある
- 横ばい傾向にある
- 減少傾向にある
- 休業者はいない
- 把握していない

7. ハラスメントに関する相談窓口の設置について、当てはまるものに☑をお付けください

- 全ての職員（臨時非常勤職員、再任用職員等も含む）対象の窓口を設置している
- 常勤職員対象の相談窓口を設置している
- 相談窓口は設置していない

8. 臨時非常勤職員、再任用職員等も含め、ストレスチェックを実施しましたか。当てはまるものに☑をお付けください。

- 常勤職員のみ実施した
- 常勤職員と勤務時間が 4 分の 3 以上で継続雇用（予定）の臨時非常勤職員、再任用職員等に実施した
- 常勤職員と勤務時間が 2 分の 1 以上で継続雇用（予定）の臨時非常勤職員、再任用職員等に実施した
- 実施していない

9. ストレスチェック結果について、衛生委員会で審議を行いましたか。当てはまるものに☑をお付けください。

- 結果の分析と今後の対策について審議した
- ストレスチェック結果の概要を報告した
- 審議していない

Ⅱ 臨時非常勤職員の公務災害補償体制について

1. 災害補償主体別の職員数について、下記にご記入ください。

○公務災害補償基金	常勤の職員	人、	臨時の任用職員	人、
	常勤的非常勤職員	人		
○労働災害保険	臨時の任用職員	人、	非常勤職員	人
○議会の議員その他非常勤職の職員の公務災害補償等に関する条例	臨時の任用職員	人、	非常勤職員	人

2. 労働基準法別表第1事業場に勤務する臨時非常勤職員が被災した場合の取り扱いについてお聞きします。

- (1) 労働者災害補償制度で補償されますが、公務災害により休業した場合の被災日から3日間を補償する条例・規則が制定されていますか。当てはまるものに☑をお付けください
□制定済みである
□制定されていない

(2) 公務災害により休業又は死亡した場合、労働基準監督署に報告していますか。当てはまるものに☑をお付けください。※

- 臨時非常勤職員を含め、報告している
□常勤者のみ報告している
□報告していない
□担当課が対応しており、把握していない

(3) 死亡・傷害見舞金（賞慰金）制度の適用はされますか。当てはまるものに○をお付けください。

- 常勤職員も含め制度そのものがない
□全ての臨時非常勤職員が適用対象である
□労働者災害補償保険法適用の臨時非常勤職員は適用対象になっていない

(4) 過去、10年以内の死亡・傷害見舞金（賞慰金）制度の適用件数について、お知らせください。

- 常勤職員 人
□臨時非常勤職員 人

3. 労働基準法別表第1事業場以外に勤務する臨時非常勤職員が被災した場合についてお聞きします。

(1)議会の議員その他非常勤職の職員の公務災害補償等に関する条例によって補償されますが、被災者やその遺族等は公務災害の請求（申出）ができますか。当てはまるものに☑をお付けください。

- 条例により申出はできない
- 条例の施行規則で申出ができるようにしている
- 条例では申出できないが、申出できるように運用している

(2)公務災害により休業又は死亡した場合、人事委員会（人事委員会がない場合は長）または労働基準監督署に報告していますか。当てはまるものに○をお付けください。※

- 非常勤職員を含め、報告している
- 常勤職員のみ報告している
- 報告していない
- 担当課が対応しており、把握していない

(3)死亡・傷害見舞金（賞慰金）制度の適用はされますか。当てはまるものに☑をお付けください。

- 常勤職員も含め制度そのものがない
- 全ての臨時非常勤職員が適用対象である
- 条例適用の臨時非常勤職員は適用対象になっていない

(4)過去、10年以内の死亡・傷害見舞金（賞慰金）制度の適用件数について、お知らせください。

- 常勤職員　　人
- 臨時非常勤職員　　人

4. 臨時非常勤職員等に対する公務傷病休暇制度がありますか。当てはまるものに☑をお付けください。

- 常勤職員と同様に有給の制度がある
- 無給の制度がある
- 制度はない

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

※<注記>労働基準監督署等が監督機関となる職員（臨時非常勤職員を含む）とは、

1. 特別職で労働者に該当する非常勤職員
2. 一般職で労働基準法別表1号から10号、13号から15号の事業場に勤務する職員
3. 一般職の技能労務職員、地方公営企業に勤務する職員